

国民健康保険税の

税率等改正のお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをされたとき、安心して医療を受けることができるよう加入者の皆さまに納めていただく保険税などで運営しています。

今回の改正では、税負担の公平性などの観点から「資産割」を廃止し、

国民健康保険税の課税方式を4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）から3方式（所得割・均等割・平等割）へ変更します。資産割廃止に伴う税収の不足分は、医療分・支援分・介護分それぞれに振り替えて補います。

国民健康保険税の

軽減について

世帯（世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者）の人数と所得状況に応じて、前年中の総所得金額が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額が軽減されます。

今年度は5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘ずべき

金額が左記のとおり引上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

※世帯主が国保加入者でない場合も世帯主の所得も含めて減額の計算をします。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保の資格を喪失した方で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する方のことです。

※譲渡所得は、特別控除前の所得で計算します。

※専従者給与（控除）は減額判定の際に支払者の所得として計算します。

※65歳以上の方の年金所得は減額判定の際に15万円までを差し引いて計算します。

※所得の申告をされていない被保険者がいる国保世帯は軽減対象になりません。

◆問い合わせ先
税務課

☎0859・54・5208

内 訳		医療給付費分 〔0歳～74歳〕	後期高齢者支援金分 〔0歳～74歳〕	介護納付金分 〔40歳～64歳〕
所得割 (世帯の所得に応じて負担)	改正前	6.76%	2.36%	2.80%
	改正後	6.79%	2.38%	2.07%
資産割 (世帯の資産に応じて負担)	改正前	28.00%	10.20%	14.00%
	改正後	廃止	廃止	廃止
均等割 (世帯の加入者数に応じて負担)	改正前	25,000円	8,600円	11,600円
	改正後	25,300円	8,900円	10,600円
平等割 (世帯ごとに負担)	改正前	20,800円	7,000円	6,400円
	改正後	22,800円	8,000円	6,500円
課税限度額 (課税の上限額)	改正前	580,000円	190,000円	160,000円
	改正後	610,000円	190,000円	160,000円

*課税限度額の引き上げは、地方税法の改正によるものです。

軽減割合	世帯の判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円 + 28万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下
2割	33万円 + 51万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下